

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 5 年 6 月 27 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 吉 川 知 恵 子
 同 中 家 華 江
 同 しきだ 博 昭
 同 松 本 清

1 措置の対象となった監査の結果

令和 5 年 3 月 15 日神奈川県監査委員公表第 5 号で公表した不適切事項のうち公安委員会分 1 団体に係る 3 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<財政援助団体等>

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人 神奈川県暴力 追放推進セン ター	令和 4 年 11 月 17 日（令和 4 年 10 月 3 日職 員調査）	（不適切事項） 1 補助金事務において、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター補助金（交付額 10,563,000 円）の経費の配分変更にあたり、補助金交付決定通知に定める費目相互間のいずれか低い額の 20% 以内の変更でないにもかかわらず、この場合に同通知により必要とされる知事の承認を受けていなかった。 2 会計事務処理において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和 4 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給見込額 2,901,978 円のうち令和 3 年度の負担に属する 1,830,493 円について、当期の費用としての賞与引当金への繰入れ及び当期末の負債としての賞与引当金の計上を行っていないかつ	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 補助金事務については、知事の承認が不要である配分変更の割合が 20% 以内というのは、整数（端数切捨て）で判断するものと認識を誤っていたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、補助金事務における経費の配分変更について正しく理解するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組む、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。 2 会計事務処理については、次のとおりである。 (1) 賞与引当金の計上を行っていないかつ

		<p>た。</p> <p>(2) 公益法人会計基準の規定に反し、財務諸表の作成に関する重要な会計方針である退職給付引当金及び賞与引当金の計上基準を財務諸表に注記していなかった。</p>	<p>は、担当者の会計事務処理の認識が誤っていたこと及び団体としての確認体制が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、会計事務関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>(2) 財務諸表に計上基準を注記していなかったことについては、担当者の会計事務処理の認識が誤っていたこと及び団体としての確認体制が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、会計事務関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------